

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正概要

内 容	現 行	改 正
【第2条5、6号】 「育児休業を取得することができない職員」の改正	・配偶者が育児休業法等により育児休業を取得している職員 ・配偶者が専業主婦（夫）である職員	規定を削除する。 ※【第7条】育児短時間勤務及び【第14条】部分休業をすることができない職員についても同様に改正する。
【第2条の2】 「産後パパ育休（通称）の期間」の規定 ※産後パパ育休とは子の誕生日から一定期間内に取得する最初の育児休業のことで、特別な事情がなくても再度の育児休業取得が可能	規定なし	産後パパ育休の期間を「出生の日から57日間」と規定する。
【第3条】 「再度の育児休業をすることができる特別の事情」の改正	・職員の育児休業期間終了後、配偶者が3ヶ月以上にわたり育児休業を取得し、再度職員が育児休業を取得する場合（当初の育児休業請求時、任命権者に計画の申し出が必要）	・職員の育児休業期間終了後、3ヶ月以上経過し、再度育児休業を取得する場合とする。（当初の育児休業請求時、任命権者に計画の申し出が必要） ※【第11条】育児短時間勤務についても同様に改正する。部分休業も第11条を準用しているため同様の取扱いとなる。
【第5条】 「育児休業の承認の取消事由」の改正	・職員以外の親が常態として養育することができることとなったとき	規定を削除する。

3 規程整備の内容

別紙新旧対照表のとおり

【参考】地方公務員の育児休業等に関する法律の改正概要

- ①職員の配偶者が育児休業をしても、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の請求ができるように改正
②職員が子の誕生日から一定期間内に最初の育児休業（産後パパ育休）をした場合、特別な事情がなくとも再度の育児休業を取得できるように改正（期間は条例により規定）

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

職員の育児休業等に関する条例(改正部分抜粋)

現 行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>臨時的に任用される職員</u></p> <p>(3) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例(昭和59年葛飾区条例第1号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(5) <u>育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p>(6) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例(昭和59年葛飾区条例第1号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>
<p><u>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</u></p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより</u></p>	<p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</u></p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより</u></p>

当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(5) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第3項

当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)・(3) (略)

(4) 育児短時間勤務の承認が、第11条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会の承認を得て規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)・(3) (略)

(4) 育児短時間勤務の承認が、第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。))

場合に限る。)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2)・(3) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(6) (略)

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1)・(2) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、葛飾区規則で定める。

付 則

(施行期日)

	<p>1 <u>この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正前の職員の育児休業等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第5号及び第6号に規定する職員並びに改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の2に規定する期間内に育児休業をしている職員からの育児休業の承認の請求、改正前の条例第7条第5号及び第6号に規定する職員からの育児短時間勤務の承認の請求並びに改正前の条例第14条第3号及び第4号に規定する職員からの部分休業の承認の請求は、この条例の施行の前日においても行うことができる。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行の前日に改正前の条例第3条第4号又は第8条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の条例第3条第4号又は第8条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。</u></p>
--	--